

一般廃棄物処理業許可 変更届添付書類について

1. 提出方法について

提出時期	変更した日から 10 日以内
提出方法	郵送またはメール
提出先	町田市環境資源部環境政策課ごみ政策係 一般廃棄物処理業許可担当 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 市庁舎 7 階 メールアドレス：kshigen010_02@city.machida.tokyo.jp
提出部数	正本・副本（正本のコピーで可）の 2 部をご用意ください。

※紙で原本の提出が必要な書類（☆）、許可証原本、レターパック（許可証返送用）以外の書類は、メールによる電子データでのご提出も承ります。電子データの場合、提出は 1 部で結構です。

問い合わせ先	環境資源部環境政策課ごみ政策係 一般廃棄物処理業許可担当 電話：042-724-4379
--------	---

2. 提出書類について

共通

	書 類 名	備 考
●	変更届（第 11 号様式）	
	許可証原本	
	レターパック（許可証返送用）	宛先を記入すること。

●：所定の様式をホームページよりダウンロードして作成してください。

☆：公的機関等が発行する証明書等。紙で原本の提出が必要です。届出日以前 3 ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

変更事項ごとの添付書類は以下のとおりです。

※申請の内容によっては、追加で他の書類の提出を求められることがあります。

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）の変更		
☆	住民票の写し	申請者が個人の場合に限る。本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの記載のないもの。
☆	履歴事項全部証明書	申請者が法人の場合に限る。
※本市業務を行う事業場を兼ねている場合は、次項の書類も提出してください。		

本市業務を行う事業場の所在地の変更

●	本市業務を行う事業場の案内図、配置図および写真	
☆	不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し	
※主たる事務所の場合は、前項の書類も提出してください。		

電話番号の変更

	添付書類はありません
--	------------

氏名・名称の変更

☆	履歴事項全部証明書	申請者が法人の場合に限る。
	定款の写し	申請者が法人の場合に限る。
☆	住民票の写し	申請者が個人の場合に限る。本籍地の記載のあるもの。マイナンバーの記載のないもの。
●☆	請書	本市清掃工場へ搬入する際、ごみ処理手数料を納付書払い（後納）している場合に限る。
☆	連帯保証人の印鑑証明書	

代表者の変更

☆	履歴事項全部証明書	変更後最新のもの。
●	役員の変更に係る新旧対照表	
●	欠格要件に該当しない者である旨の誓約書	新規に役員に就任した場合のみ。 （もともと取締役だったものが代表取締役になる場合は不要）
☆	市町村長の発行する身分証明書	
☆	登記されていないことの証明書（法務局発行）	
●	履歴書	
●☆	請書	本市清掃工場へ搬入する際、ごみ処理手数料を納付書払い（後納）している場合に限る。
☆	連帯保証人の印鑑証明書	

役員（監査役、株主・出資者を含む）の変更

☆	履歴事項全部証明書	変更後最新のもの。
●	役員の変更に係る新旧対照表	
●	欠格要件に該当しない者である旨の誓約書	新規に役員に就任した場合のみ。 （もともと取締役だったものが代表取締役になる場合は不要）
☆	市町村長の発行する身分証明書	
☆	登記されていないことの証明書（法務局発行）	
●	履歴書	
☆	株主又は出資している法人にかかる履歴事項全部証明書	株主又は出資者が法人である場合に限る。

政令で定める使用人の変更		
●	役員の変更に係る新旧対照表	
●	欠格要件に該当しない者である旨の誓約書	新規に就任した場合のみ。
☆	市町村長の発行する身分証明書	
☆	登記されていないことの証明書（法務局発行）	

法定代理人（申請者が未成年の場合）の変更		
☆	履歴事項全部証明書	法人の場合に限る。
●	欠格要件に該当しない者である旨の誓約書	新規に就任した場合のみ。
☆	市町村長の発行する身分証明書	
☆	登記されていないことの証明書（法務局発行）	

運搬車両の変更（増減）		
●	一般廃棄物収集運搬車両一覧	
●	一般廃棄物収集運搬車両の写真	増車分のみ。
	自動車検査証および自動車検査証記録事項の写し	増車分のみ。 <u>電子化された自動車検査証の場合は、 自動車検査証記録事項の写しも必要。</u>
	粒子状物質減少装置装着証明書の写し	増車分で規制対象車両の場合に限る。
●	一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書	可燃物を運搬する車両（塵芥車以外）に限る
●	重複車両に係る誓約書	増車分で、他市重複使用の場合に限る。
●	一般廃棄物収集運搬車両運行計画書	
●	搬入カード申請書	申請（新規・変更・廃止）する場合に限る。

運搬車両の保管場所の変更		
●	車両保管場所の案内図、配置図、写真	
☆	不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し	
	洗車設備の写真（洗浄装置及び汚水処理設備）	申請者が洗車設備を有している場合に限る。
	洗車設備の使用承諾書	申請者が洗車設備を有していない場合に限る。

契約先（作業場所）の変更		
●	契約先一覧表	
	契約書の写し	新規に追加する契約先のみ。

従業員の変更	
---------------	--

●	従業員名簿	
---	-------	--

運搬先の変更	
---------------	--

●	一般廃棄物の運搬先一覧	
---	-------------	--

※事前に担当までご連絡ください。		
------------------	--	--